

# 平成29年度 京都市立桂中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 「学校いじめ防止基本方針」の策定について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることをについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 基本的施策

### (1) 学校におけるいじめの未然防止

#### 授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。のために、本校では「図書館教育の充実」に取組み、読書センターとしての機能とともに、学習情報センターとしての機能も高める授業展開により、さらに幅広い言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力の育成に努めることによりコミュニケーション能力を高めていく。のことにより自分の考えや意思を的確に表現し、他者の思いも理解できる生徒の育成につながると考える。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。のために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒が楽しくわかる授業づくりに努める。ただし「楽しく」とは単に楽しいととらえるのではなく、学習を通して得られる未知のことがらを知る喜びや楽しさであると理解するものである。
- ・授業開始時には「学習のねらい」と「授業のガイダンス」を必ず提示し、終了時には「学習のまとめからねらいへ戻り目標を明らかにする」授業を行う。

## 道徳教育

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより本校では教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。
- ・そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・平成26年度より、本校では、道徳副教材や文科省による私の道徳等の資料を活用し、より充実した生徒の心に響き、多様な考えを、より深く考える教材開発に取り組むものとしている。
- ・また平成29年度は、引き続き、「読み物資料」中心の授業から、「考える道徳」「話し合う道徳」の視点に立ったものとする。

## キャリア教育推進のための体験活動

- ・「生き方探究チャレンジ体験」や「ファイナンスパーク学習」、校内美化活動やクリーンキャンペーン（地域清掃活動と啓発活動）などさまざまな体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との連携を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。その中で地域との交流も含めて道徳心を育む。

## 生徒会を中心とした自主的に行う活動

- ・生徒会活動など、生徒が自主的・自発的に行う活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、学校・学年・学級などの集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自己有用感や自己肯定感を高め、自己実現につなげる指導を進める。
- ・生徒会・教職員・PTAが一体となって東北プロジェクトと称する「支援活動」「交流活動」を継続する。本校はH25年度より福島県いわき市の中学校との交流活動を通して、被災された東北の人々の現状や思い、願いを知り、他者を気遣い思いやる温かな心を育む取組を行っている。またH29年度も「忘れない」をキーワードに「ひまわりプロジェクト」等、継続的に支援と交流を続けていく。

## 生徒へのはたらきかけ

- ・学校行事の様々な場面を通じ、学級や学年の集団作りを通じて、生徒自らが規範について考え、行動できる力を育てる。そのために、京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートやクラスマネジメントシートの年間2回の実施や別表の年間計画のとおり、月に1回程度はさまざまな形式で各種調査を行うことにより、生徒の思いや考えを知る機会とする。また年間を通して生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し、推進できるよう指導する。

## 保護者の啓発

- ・PTAの各種会議やなどにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、情報交換する場を設ける。
- ・いじめのもつ問題性や家庭環境の大切さなどを具体的に理解してもらうために、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的におこなう。
- ・「子どもを共に育む京都市民憲章（通称：はぐくみ憲章）を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める観点を啓発していく。
- ・上記のさまざまな機会を捉え、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめ解消が保護者の理解・協力なしには進まないとの理解を広める。具体的には、『いじめられていないか？』と同等、『他の子どもをいじめていないか？』の家庭・地域での声掛けを生み出していくようにする。

## その他

- ・学校評価アンケートをおこない、結果を分析し、成果と課題を周知するとともに、課題解消のための対策を講じる。
- ・生徒会が中心となり「目安箱」を設置し、悩みや学校への要望等を生徒会と教職員が共有できる取組を進める。

### (2) いじめの早期発見のための措置

- ・日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思ってきたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・上記の行動や取組のために、教職員が高く鋭いアンテナを自らが持てるような資質向上のための研修会を年間4回実施する。
- ・日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート、学級単位でのさまざまなアンケートや活動後の生徒による作文などを複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。
- ・「いじめはどこでも誰にでも起こり得ること」との認識を教職員・保護者・地域の大人に発信し、周知、啓発を行う。生徒・保護者・地域からの情報には早期に丁寧に対応し、教職員は決して一人で抱え込むことなく、学年や生徒指導部を中心に組織を活用し、早期発見・早期解決に最大限の努力を行う。

### (3) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに、観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会（夏季、秋季）でいじめ防止対策に関する研修を実施する。合わせて、生徒理解や生徒指導の在り方の研修を年間2回行う。また、定期的に生徒観察の視点点検を行い教職員相互で情報交換を各週1回程度定期的に行う。（補導係会）
- ・上記の各種調査・アンケート等が決して「カタチ」だけのものに終わらぬよう、生徒から寄せられた回答等から、生徒の悩みや思いの本質を見抜き、本質に迫れるような教職員集団であるよう、校長のリーダーシップを發揮する。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・校則の遵守を指導し、スマートフォンや携帯電話等の携帯端末の校内への持込み禁止を保護者と連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを養い育てる。
- ・P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じ保護者や地域への啓発活動を行う。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

##### いじめ対策委員会

[実施予定] 緊急時随時（緊急事案がないときは月1回、生徒指導委員会において実施する。）

[構成員] 校長、教頭、生徒指導部長、補導主任、教育相談主任、各学年主任、生徒会本部チーフ、養護教諭、スクールカウンセラー、（総合育成支援教育主任）

- [内容]
- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
  - ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
  - ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、いじめ対策・対応に特化して組織的な対応を検討し推進する。
  - ・生徒指導委員会で、「いじめ事案」であると判断されたらその対応を引き継ぎ、「組織」で問題解決まで被害、加害双方に対し指導、支援を行う。

##### 生徒指導委員会

[実施予定] 月2回

[構成員] 校長、教頭、主幹・指導教諭（在籍時）、生徒指導部長、補導主任、教育相談主任、各学年主任、生徒会本部チーフ、養護教諭、スクールカウンセラー

- [内容]
- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
  - ・生徒会活動、部活動の推進。
  - ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
  - ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
  - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

##### 補導係会（いじめ問題の対応を含む）

[実施予定] 月2回

[構成員] 校長、教頭、生徒指導部長、補導主任、各学年補導係、教育相談主任、養護教諭

- [内容]
- ・補導問題に特化し、各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的な生徒理解のもと実際の指導の中心となる。
  - ・問題行動に対する未然防止対策、早期発見対策を勘案、検討し推進する。
  - ・問題行動を起こした生徒への支援、指導を検討し実践する。
  - ・生徒指導委員会と連携し、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。

#### (2) いじめが起こったときの措置

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し、（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・被害生徒を第一に考え、迅速かつ的確な措置を教職員が同じ歩調で協力して、問題解決に学校主導で解決に当たる。
- ・いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

## 組織的ないじめ対応の流れ

### いじめの予防

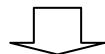
- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

### いじめの情報



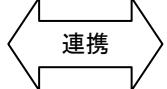
### 情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他からいじめ対策委員会に情報を集める
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める



### 指導・支援体制を組む

- いじめ対策委員会で指導・支援体制を組む  
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)



### 関係機関



### 子どもへの指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

### 保護者と連携する

- つながりの教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

### 今後の対応

- 継続的な指導や支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、いじめ対策委員会でより適切に対応

- 常に状況把握に努める

#### **4 重大事態への対処**

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を教育委員会に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・これまでの本校が経験した補導非行問題やいじめに特化された問題行動において対応してきた経験値や的確で効果のあった対応や、さまざまな資料等により蓄積してきたノウハウを発揮し、校長をリーダーとする対応チームを組織していく。

## 5 年間計画（予定）

・いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒理解（問題行動中心） 研修会① 生徒理解②（特別支援や健康留意生徒）研修会 生徒指導委員会① (いじめ対策委員会含む・以下同様)	春季総体壮行会 あいさつ運動週間	新学年アンケート 生徒会目安BOXの設置 (通年) 家庭訪問事前アンケート	授業参観 家庭訪問（生徒・保護者への理解）
5	生徒指導委員会② 生徒指導委員会③	憲法月間	前期教育相談事前アンケート	授業参観 憲法月間 HPにて啓発 休日参観（道徳授業公開） PTA総会
6	生徒指導委員会③ 生徒指導委員会④ 桂地生連協議会①	あいさつ運動週間 生徒総会 非行防止教室（1年生） 校外学習（1・2年生） 修学旅行（3年生）	クラスマネジメントシート① 生徒総会に向けてのクラス・学年の課題の討議活動・自己点検 いじめに関するアンケート①	各種保護者説明会
7	生徒指導委員会⑤ 学校評議員会①	ケータイ教室または防煙教室（2年生）	学校評価（生徒）	学校評価（保護者）
8	学年別ケースカンファレンス（いじめ被害対象生徒・以下同様）① 夏季研修会（生徒理解③）	リーダー学習会（より良いリーダーの育成） 夏季学習会（1～3年生） あいさつ運動週間		地域パトロール
9	生徒指導委員会⑥ 生徒指導委員会⑦	全校道徳 朝読書キャンペーン 体育大会（集団づくり）		自由参観週間
10	生徒指導委員会⑧ 生徒指導委員会⑨ 学校評議員会② 桂地生連協議会②	合唱コンクール・文化祭（集団づくり） 薬物乱用教室（3年生）	後期教育相談事前アンケート	家庭教育講座①
11	学年別ケースカンファレンス② 生徒指導委員会⑩ 生徒指導委員会⑪ 生徒理解研修会④	あいさつ運動週間	クラスマネジメントシート② いじめに関するアンケート②	桂ふれあいプラザ 進路保護者会での啓発 入学説明会
12	生徒指導委員会⑫	人権学習 ファイナンスパーク学習（1年生）	学校評価（生徒） 今年を振り返ってアンケート	学校評価（保護者） 冬休みに向けてプリント
1	生徒指導委員会⑬ (クラスマネジメントシート分析会)	あいさつ運動週間 生活改善CM放送		学年懇談会（いじめに関する状況と理解・協力）

2	生徒指導委員会⑯ 生徒指導委員会⑯ 学校評議員会③ 桂地生連協議会③	チャレンジ体験学習 (2年生)		家庭教育講座②
3	生徒指導委員会⑯ (月1回の職員会議内でいじめ等情報交換)	あいさつ運動週間 3年生を送る会	1年を振り返ってアンケート	
月	取組			
	第1学年	第2学年	第3学年	
4	・学級開き ・家庭訪問週間事前アンケート ・道徳『1-(1)』	・学級開き ・家庭訪問週間事前アンケート ・道徳『1-(1)』	・学級開き ・家庭訪問週間事前アンケート ・道徳『1-(1)』 ・修学旅行取組	
5	・道徳『2-(6)』 ・教育相談週間事前アンケート ・休日参観(道徳授業公開) ・校外学習取組	・道徳『2-(6)』 ・教育相談週間事前アンケート ・休日参観(道徳授業公開) ・校外学習取組	・道徳『2-(6)』 ・教育相談週間事前アンケート ・休日参観(道徳授業公開) ・修学旅行取組	
6	・クラスマネジメントシート(1回目) ・生徒総会(クラス・学年の課題を自己点検) ・いじめに関するアンケート ・校外学習	・クラスマネジメントシート(1回目) ・生徒総会(クラス・学年の課題を自己点検) ・いじめに関するアンケート ・校外学習	・クラスマネジメントシート(1回目) ・生徒総会(クラス・学年の課題を自己点検) ・いじめに関するアンケート ・修学旅行	
7	・非行防止教室(6 or 7月予定) ・保護者懇談 ・学校評価(生徒及び保護者評価) ・夏休み学習補習(ふりスタ)	・ケータイまたは防煙教室 ・保護者懇談 ・学校評価(生徒及び保護者評価) ・夏休み学習補習	・薬物乱用防止教室(時期未定) ・保護者懇談 ・学校評価(生徒及び保護者評価) ・夏休み学習補習	
8	・夏季休業	・夏季休業	・夏季休業	
9	・道徳『3-(3)』 ・体育大会、学校祭取組み(学級集団づくり) ・体育大会(学級集団づくり)	・道徳『3-(3)』 ・体育大会、学校祭取組み(学級集団づくり) ・体育大会(学級集団づくり)	・道徳『3-(3)』 ・体育大会、学校祭取組み(学級集団づくり) ・体育大会(学級集団づくり)	
10	・文化祭・合唱コンクール(学級集団づくり) ・教育相談週間事前アンケート	・文化祭・合唱コンクール(学級集団づくり) ・教育相談週間事前アンケート	・文化祭・合唱コンクール(学級集団づくり) ・教育相談週間事前アンケート	
11	・クラスマネジメントシート(2回目) ・生徒会アンケート実施 ・いじめに関するアンケート	・クラスマネジメントシート(2回目) ・生徒会アンケート実施 ・いじめに関するアンケート	・クラスマネジメントシート(2回目) ・生徒会アンケート実施 ・いじめに関するアンケート	
12	・保護者懇談 ・学校評価(生徒及び保護者評価)	・保護者懇談 ・学校評価(生徒及び保護者評価)	・保護者懇談 ・学校評価(生徒及び保護者評価)	



<b>1</b>	<b>道徳『4－(4)』</b> ・ファイナンスパーク学習 ・保護者学年懇談会	<b>道徳『4－(5)』</b> ・生き方探究チャレンジ体験 ・保護者学年懇談会	<b>道徳『4－(7)』</b>
<b>2</b>	・3年生を送る会取組み	・3年生を送る会取組み	・3年生を送る会取組み
<b>3</b>	・学級のまとめ ・球技大会 ・3年生を送る会	・学級のまとめ ・球技大会 ・3年生を送る会	・学級のまとめ ・球技大会 ・校外学習

ゴシック文字は直接的な各種調査・アンケートをあらわす。